

保護者の方へ・・・必ずお読みください



麻しん風しん混合（MR）予防接種説明書

※ 麻しん（はしか）とは

麻しんウイルスの感染によって起こります。感染力が強く、飛沫・接触だけではなく空気感染もあり、予防接種を受けないでいると、多くの人がかかり、流行する可能性があります。高熱、せき、鼻水、眼球結膜の充血、めやに、発疹を主症状とします。最初3～4日間は38℃前後の熱で、一時おさまりかけたかと思うと、また39～40℃の高熱と発疹が出ます。高熱は3～4日で解熱し、次第に発疹も消失します。しばらく色素沈着が残ります。

主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があり、患者100人中、中耳炎は約7～9人、肺炎は約1～6人に合併します。脳炎は、約1,000人に1～2人の割合で発生がみられます。また、亜急性硬化性全脳炎（SSPE）という慢性に経過する脳炎は、麻しん患者約10万例に1～2例発生します。はしかは、医療が発達した先進国であっても、かかった人の約1,000人に1人が死亡するとともに重症の病気で

※ 風しんとは

風しんウイルスの飛沫感染、接触感染によって起こります。軽いかぜ症状ではじまり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状で、目の充血もみられます。

合併症として、関節炎、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。

妊婦が妊娠20週頃までに風しんウイルスに感染すると、先天性風しん症候群と呼ばれる先天性の心臓病、白内障、聴力障害、発育発達遅延などの障がいを持った児が生まれる可能性が非常に高くなります。

※ 麻しん風しん混合ワクチン（MR）と接種方法について

麻しんウイルス及び風しんウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。

1歳になったらなるべく早く第1期の予防接種を受けるように努めてください。

1回の接種で95%以上の子どもは、免疫を得ることができますが、つき損ねた場合の予防と、年数がたつて免疫が下がってくることを防ぐ目的で、2回目の接種（第2期）が行われるようになりました。

※ 病気の治療などでガンマグロブリン製剤の注射を受けたことがあるお子さんについての接種時期については、かかりつけ医と相談してください。

※ 麻しん又は風しんのいずれかにかかった者にも、麻しん風しん混合（MR）ワクチンを接種することが可能とされています。

対 象 年 齢		接種回数
1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	1回
2期	5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 (いわゆる年長児)	1回

※ 接種後の副反応について

多くみられる症状として発熱、発疹、鼻汁、せき、注射部位の紅斑・腫脹（はれ）などがみられます。重大な副反応として、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病がごくまれに（0.1%未満）報告されていますが、ワクチンとの因果関係が明らかでない場合も含まれています。また、麻しんを接種した場合、発熱に伴う熱性けいれんを来すことがあります。その他、ごくまれに脳炎・脳症の報告があります。

裏面に続きます ▶▶▶

予防接種を受けるときの注意事項

予診票

「予診票」は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。

接種を受ける方の保護者が責任を持って記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかに発熱（通常は 37.5℃以上をいいます）をしている人
- ② 重い急性疾患にかかっている人
- ③ 予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがある人
- ④ その他、医師が不適当と判断した人

接種前に医師（かかりつけ等）とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている人
- ② 過去に予防接種で、接種後 2 日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある人、及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ⑤ 卵の成分、抗菌薬、安定剤などにアレルギーがあると言われたことがある人

接種を受けたあとの一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後 30 分間程度は、医療機関（施設）でお子さんの様子を観察し、医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ② 接種後、生ワクチンでは 4 週間、不活化ワクチンでは 1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 当日は、激しい運動は避けましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種による重篤な健康被害（障がい等）が発生した場合は、予防接種との因果関係が認定された場合に、健康被害救済制度が適用され、国の定める医療費や医療手当等の給付を受けることができます。給付申請の必要がある場合には、下記までご相談ください。



お問い合わせ先

山口市保健センター	TEL 083-921-2666
小郡保健福祉センター	TEL 083-973-8147
秋穂保健センター	TEL 083-984-8031
阿知須総合支所内 健康づくり・母子健康サポート阿知須担当	TEL 0836-65-4211
徳地保健センター	TEL 0835-52-1114
阿東保健センター	TEL 083-956-0993